

第15回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- **事業報告**

「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- **連結計算書類**

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

- **計算書類**

「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

パーソルホールディングス株式会社

主要な営業所 (2023年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所

本店 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
本社事業所 東京都港区南青山一丁目15番5号

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	住 所
パーソルテンプスタッフ(株)	東京都渋谷区
パーソルキャリア(株)	東京都千代田区
パーソルクロステクノロジー(株)	東京都新宿区
パーソルイノベーション(株)	東京都港区
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.	Battery Road, Singapore

従業員の状況 (2023年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	
Staffing SBU	32,039	(3,238)
Career SBU	4,710	(836)
Professional Outsourcing SBU	13,672	(541)
Solution SBU	872	(171)
Asia Pacific SBU	7,377	(599)
全社及びその他の事業	1,870	(1,348)
合 計	60,540	(6,734)

(注) 従業員数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

当連結会計年度末において、シンジケートローンを含む協調融資による借入額が総額30,000百万円あります。これらの借入先は、(株)三菱UFJ銀行、(株)三井住友銀行及び(株)みずほ銀行であります。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 720,000,000株
2. 発行済株式の総数 236,704,861株
3. 株主数 10,225名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	34,270,300株	14.96%
篠原欣子	26,331,600	11.50
一般財団法人篠原欣子記念財団	15,800,000	6.90
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	14,587,000	6.37
JP MORGAN CHASE BANK 380072	5,574,052	2.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	5,548,432	2.42
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,487,135	2.39
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	4,199,589	1.83
BBH FOR FIDELITY INVESTMENT TRUST: FIDELITY SERIES OVERSEAS FUND	4,061,364	1.77
JP MORGAN CHASE BANK 385635	4,005,800	1.74

- (注) 1. 持株比率は自己株式7,756,936株を除外して計算しております。
2. 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しております。当該信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行(株)の役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式1,420,373株は、上記の自己株式に含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度に会社役員に交付した株式はありません。

会社役員に関する事項

1. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、2022年10月21日をもって社外取締役を辞任により退任いたしました西口尚宏氏との間で同様の契約を締結しておりました。

2. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である水田正道氏、和田孝雄氏、高橋広敏氏、玉越良介氏、山内雅喜氏、吉澤和弘氏、林大介氏、榎本知佐氏及び友田和彦氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。

なお、2022年10月21日をもって社外取締役を辞任により退任いたしました西口尚宏氏との間で同様の契約を締結しておりました。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びパーソンルグループ子会社の取締役、監査役、執行役員、及び子会社の設立国の法律によりこれらの者と同様の地位にある者を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	137百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	190

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、執行役員、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算出根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断しました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2020年12月18日開催の取締役会にて業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するため、経営理念、グループビジョン、行動指針を定める。
- (2) 当社は、当社グループの企業価値を最大化する観点から、関係会社に対する適切な株主権の行使を行う。
- (3) 当社は、当社グループの内部統制のための各種グループ基本方針等を定め、当社グループへ周知するとともに、これに基づく体制を整備させる。
- (4) 当社は、事業環境の変化に迅速に対応することを目的として、SBU(Strategic Business Unit) 体制を採用するとともに、SBU中核会社の取締役会へ取締役を派遣し、SBU中核会社の経営を監督することで、当社グループの経営管理の実効性を確保する。
- (5) 内部監査部門は、当社グループの法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるように適切な助言、勧告及び支援を行う。

(運用状況の概要)

- ・ SBUにおける規程・機関を整備の上、当社からSBU中核会社へ取締役を派遣し、適切に経営監督を行っております。
- ・ HMC (Headquarters Management Committee) の下部組織として、グループ横断の委員会（サステナビリティ、投資、リスクマネジメント、テクノロジー、人事、ジェンダーダイバーシティ、スタッフウェルビーイングの7委員会）を設置し、意思決定の高度化とグループガバナンスの両立を図っています。
- ・ 内部監査について、監査計画に基づく内部監査を実施のうえ、監査結果の概要、指摘事項等を定期的に取り締役員、監査等委員会及びHMCへ報告しております。

2. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、コンプライアンスに関する行動規範及び基本規程を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。
- (2) 当社は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を当社に設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役に報告する。
- (3) 当社グループは、取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (4) 当社グループは、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、グループ内部通報制度を整備する。
- (5) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断する。
- (6) 当社グループは、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処する。

(運用状況の概要)

- ・コンプライアンスへの意識向上を目的とし、2022年6月に施行された改正公益通報者保護法に対応した「コンプライアンス・ハンドブック」を国内全役職員へ配布の上、コンプライアンスと情報セキュリティに関する研修を実施する他、海外グループ会社においても、各国法令に対応した独自の研修コンテンツに基づくコンプライアンス啓発・推進活動を実施しております。
- ・内部通報制度を整備の上、イントラネット等を通じ同制度の周知に努めております。国内グループ会社においては、改正公益通報者保護法に準拠するよう内部通報体制・ルール等の見直しを行い、全役職員を対象とした「公益通報ホットライン」の研修や、各社の内部通報担当者を対象とした「公益通報ホットライン勉強会」を開催しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理に関する規程を定め、当社グループのリスク管理体制を整備する。
- (2) 当社は、当社グループのリスク管理を統括する部署を当社に設置し、当社グループにおけるリスクについて統合的に管理するとともに、重要リスクに関するリスク管理体制及びその運用状況について定期的に取り締役に報告する。
- (3) 当社グループは、大規模自然災害、パンデミック等の危機の発生に備え、危機管理に関する規程を定め、危機管理体制の整備、危機発生時の連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・ HMCの下部組織であるリスクマネジメント委員会にて、当社グループの重要リスクを特定の上、リスク管理の状況をモニタリングしております。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策として、緊急対策本部による運営を継続し、各SBU危機管理体制と連携して、グループ内外の感染状況の変化や、政府・行政等からの要請に合わせた対策を実施しております。
- ・ 大規模災害対策として、首都直下型地震発生を想定した代替対策本部の整備や、国内グループ会社の全役職員を対象とした安否確認訓練を実施しております。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の監督と執行を分離し、取締役会が、独立した客観的な立場から、当社グループの業務執行に対する経営監督機能を担う。
- (2) 当社は、執行役員制度を導入することで業務執行責任の所在を明確化した上で、業務執行に係る決定を原則として代表取締役社長CEOに委任する。
- (3) 当社は、代表取締役社長CEOの補佐機関としてHMC（Headquarters Management Committee）を設置し、当社グループの重要な業務執行に関する事項について審議する。
- (4) 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を策定する。
- (5) 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループへこれに準拠した体制を構築させる。
- (6) 当社は、当社グループのITに関する規程を定め、主管部署を設置し、当社グループのITガバナンス体制を整備する。

（運用状況の概要）

- ・取締役会は、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、「取締役会規程」に基づき、当社グループの業務執行に対する経営監督を適切に行っております。
- ・HMCにて当社グループの重要な業務執行に関する事項について審議を行っております。
- ・「グループITガバナンス規程」に基づき、SBUによるグループ会社のITマネジメントの状況について、IT委員会を中心に、審議・モニタリングを通じたグループ全体のITガバナンスを実施しております。

5. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定める。
- (2) 当社は、財務報告に係る内部統制の実効性を確保するため、その内部統制を主管する部署及びその評価部署を設置する。
- (3) 財務報告に係る内部統制を評価する部署は、その内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

(運用状況の概要)

- ・内部統制評価範囲を選定のうえ、文書更新、整備・運用評価及び検出された不備に対する改善を実施し、取締役会へ評価結果を報告しております。

6. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。また、取締役又は監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を維持する。

(運用状況の概要)

- ・「文書管理規程」に基づき、重要な書類の保存期限を定め、適切な保存及び管理を行っております。
- ・取締役向け情報基盤の整備を通じて、取締役がいつでも必要なときに取締役会、HMC、委員会等の資料・議事録へアクセスできる環境を運用しております。

7. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

7-1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の要請に基づき、必要に応じてその職務を専属的に補助する使用人を配置する。当該使用人に対する日常の指揮命令権は、監査等委員会にあり、監査等委員でない取締役及び執行役員からは指揮命令を受けない。また、当該使用人に関する人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7-2. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員会の指示を受けた者の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- (3) 当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社グループの定める担当部署に報告する。当該担当部署は、取締役、執行役員及び使用人から報告を受けた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- (4) 当社は、内部通報制度の適用対象に当社グループを含め、当社グループにおける法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- (5) 当社グループは、社内規程において、取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会への報告、又は相談者が内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。

7-3. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な使用人に対して報告を求め、代表取締役社長、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換の実施を求めることができる。
- (2) 当社は、監査等委員会及び監査等委員会の指示を受けた者がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する体制として、執行部門から独立した専任のスタッフを1名配置しております。当該スタッフは監査等委員会の指揮命令下であり、人事異動、人事考課及び懲戒処分等は監査等委員会の同意を得たうえで行っています。
- ・ 監査等委員会は、取締役、執行役員及び使用人から事業及び内部統制の状況等について報告を受領しております。
- ・ 常勤監査等委員はSBU中核会社の全監査役と定期的に情報交換を行っております。
- ・ グループ各社の役職員から内部通報窓口へ通報された内容は、監査等委員会へ全件報告しております。
- ・ 従業員が監査等委員会への報告または内部通報窓口への通報により、不利な取扱いを受けることがないように、「公益通報ホットライン規程」において明示的に定めるとともに、当該報告・通報があった場合に、その後不利な取扱いを受けていないことの状態を確認する体制を構築しております。
- ・ 本基本方針に基づき、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用に対して社内各部署と同様の経費精算体制をとっており、監査等委員会の請求に基づき適切に費用負担をしております。

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第15期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	17,479	19,168	158,229	△10,351	184,526
会計方針の変更による累積的影響額			53		53
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,479	19,168	158,282	△10,351	184,579
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△9,971		△9,971
親会社株主に帰属する当期純利益			20,578		20,578
自己株式の取得				△9,999	△9,999
自己株式の処分		335		892	1,227
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△6,048			△6,048
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△5,712	10,607	△9,107	△4,212
2023年3月31日残高	17,479	13,455	168,890	△19,459	180,366

第15期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
2022年4月1日残高	959	△2,489	△1,530	0	21,317	204,313
会計方針の変更による累積的影響額						53
会計方針の変更を反映した当期首残高	959	△2,489	△1,530	0	21,317	204,367
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△9,971
親会社株主に帰属する当期純利益						20,578
自己株式の取得						△9,999
自己株式の処分						1,227
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△6,048
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11	6,669	6,681	—	△6,103	578
連結会計年度中の変動額合計	11	6,669	6,681	—	△6,103	△3,634
2023年3月31日残高	971	4,179	5,150	0	15,214	200,732

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 136社
- ・主要な連結子会社の名称
パーソルテンプスタッフ(株)
パーソルキャリア(株)
パーソルクロステクノロジー(株)
パーソルイノベーション(株)
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.

・連結の範囲の変更

当連結会計年度からPERSOL CAREER TECH STUDIO VIETNAM COMPANY LIMITED、EVO Outsourcing Solutions Pte Ltd、パーソルBPO(株)は新たに設立したことにより、ラクラス(株)、Helpster Pte. Ltd、Workmate Pte. Ltd.、Workmate Solutions Recruitment Co., Ltd.、PT Helpster Solutions Indonesia、PT Workmate Solutions Indonesiaは新たに株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたCapita Global Outsourcing Sdn Bhd、Skilled International Holdings Ltd、Skilled International Services Ltdにつきましては、清算したことにより連結の範囲から除いております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありましたシングラー(株)につきましてはパーソルキャリア(株)と2022年10月1日付で合併し消滅したため、連結の範囲から除いております。前連結会計年度において連結子会社でありましたパーソルテクノロジースタッフ(株)、パーソルプロフェッショナルアウトソーシング(株)につきましてはパーソルクロステクノロジー(株) (旧パーソルR&D(株))と2023年1月1日付で合併し消滅したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 11社
- ・主要な関連会社の名称
(株)イー・スタッフィング
(株)ベネッセiキャリア
Atlas Programmed Marine Holdings Pty Limited
Glints Intern Pte. Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

(株)ビーナス・テクノロジーズ

天仕創人材諮詢（上海）有限公司

（持分法の適用範囲から除いた理由）

上記の関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

以下の主要な連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から、連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却以外のもの 却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 ……主として移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
- ・無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、商標権については主として
（リース資産を除く） 20年、海外連結子会社において耐用年数が確定できないもの
については非償却としております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年）で償却して
おります。
- ・リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用
しております。
- ・使用権資産……………定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・ 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ・ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ・ 株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社及び当社グループ子会社の従業員への当社株式の交付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ・ 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役及び当社執行役員への当社株式の交付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準及び期間定額基準によっております。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理しております。

iii) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約に基づく収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、各事業の収益認識の詳細は、「10. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（2～20年）にわたって定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

（資産除去債務の会計処理の変更）

当社及び国内連結子会社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る資産除去債務の計上は、従来、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、固定資産管理システムを見直したことでより適正な会計処理を実施することが可能となり、当連結会計年度から、原状回復費用を資産除去債務として負債計上し、これに対応する除去費用を有形固定資産に含めて償却する方法へと変更しております。

この結果、当該会計方針の変更は遡及適用され、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は53百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は4,430百万円（「会計方針の変更」による遡及適用後）であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

Programmed Maintenance Services Limited社のStaffing事業及びFacility Management事業に係るのれん等の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	Staffing事業	Facility Management事業
のれん	5,407	10,871
商標権	4,460	1,577
その他無形固定資産	1,293	1,789
計	11,161	14,237

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

Programmed Maintenance Services Limited社（以下、Programmed社という）の「Staffing事業」、「Maintenance事業」に配分された、のれんを含む無形固定資産(以下、のれん等)の評価について、Programmed社は国際財務報告基準（IFRS）を適用していることから、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

当連結会計年度において、当社はAsia Pacific SBU 中期経営計画（2023年4月1日～2026年3月31日）を策定したことに伴い、事業ポートフォリオの見直しを行い、Programmed社の減損テストの評価単位を、従来の「Staffing事業」及び「Maintenance事業」から、「Staffing事業」、「Facility Management事業」、「Property Services事業」、「Health事業」に変更いたしました。

減損テストにおいて参照する各事業の回収可能価額は、同社経営陣により承認された翌連結会計年度の予算及びその後4ヶ年の業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しており、これを超える期間におけるキャッシュ・フローについては、当連結会計年度においてStaffing事業については2.5%、Facility Management事業については2.0%を継続成長率として設定しております。

また、使用価値の算定に使用した税引前割引率は加重平均資本コストに基づいて算定しており、当連結会計年度においてはStaffing事業については13.07%、Facility Management事業については11.42%であります。

当該のれん等が配分された各事業の使用価値は帳簿価額を上回っていますが、使用価値の算

定に用いた継続成長率が一定程度下落又は税引前割引率が一定程度上昇した場合、のれん等の減損損失が認識される可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(建物附属設備の耐用年数の見積りの変更)

当連結会計年度において、リモートワークなど多様な働き方に対応するためにオフィス戦略を変更したことを契機として、当社及び国内連結子会社の賃借不動産に設置した建物附属設備について使用見込み年数を見直したことに伴い、耐用年数を従来の3～15年から2～10年に変更しております。

なお、「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度より、資産除去債務に対応する除去費用は、関連する有形固定資産である建物附属設備の帳簿価額に加えており、当該除去費用についても今後の使用見込みを反映した年数にて費用配分しております。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,251百万円減少しております。

6. 追加情報に関する注記

(1) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(2) 当社取締役及び当社執行役員に対する株式報酬制度 (BIP信託①)

当社は、2017年6月の定時株主総会決議に基づき、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社執行役員(以下「業務執行取締役等」という。)を対象に、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、監査等委員である取締役及び社外取締役(以下「非業務執行取締役」という。)を対象とした株式報酬制度を導入いたしました。

これは、非業務執行取締役においても中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有を図る必要があり、非業務執行取締役にも本制度を適用することが相当と判断したためです。

① 制度の概要

本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。) と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) を業務執行取締役等並びに非業務執行取締役に、原則として退任後に交付又は給付する制度であります。ただし、非業務執行取締役につきましては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものといたします。なお、後述のグループ子会社の取締役に對してもBIP信託の仕組みを採用した株式交付制度の導入を決議しておりますが、当社業務執行取締役等を対象とする制度はBIP信託①、グループ子会社の取締役を対象とする制度はBIP信託②として、それぞれ分けて管理します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。BIP信託①が保有する当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,011百万円、503千株であります。

(3) 当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員に対する株式交付制度(BIP信託②及びESOP信託)

当社は、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員 (以下「グループ経営幹部等」という。) を対象に、信託を活用して当社株式を交付する制度 (以下「本制度」という。) を導入いたしました。また、2020年11月10日の取締役会におきまして、中長期での企業価値のさらなる向上を目的として対象者の拡大を決議し、一部のグループ会社の取締役に對しては、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

① 制度の概要

グループ経営幹部等のうち、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、(2)と同様にBIP信託と称される仕組みを採用しております。また、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「ESOP信託」という。) と称される仕組みを採用しております。両制度とも、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末におけるBIP信託②が602百万円、315千株、ESOP信託が1,183百万円、601千株であります。

(4) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年5月18日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2022年9月28日に払込手続が完了いたしました。

① 処分の概要

(1) 処分期日	2022年9月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 462,300株
(3) 処分価額	1株につき2,485円
(4) 処分総額	1,148,815,500円
(5) 処分先	当社の管理職層従業員 154名 30,954株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,146名 431,346株

(注) 2022年5月18日開催の当社取締役会において決議しました処分する当社普通株式の数は486,822株でしたが、処分予定先であった当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員のうち122名については、失権したものととして自己株式の処分は行っておりません。

② 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、2022年5月18日開催の当社取締役会において本自己株式の処分を決議いたしました。

7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24,439百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	236,704千株	－千株	－千株	236,704千株
合計	236,704千株	－千株	－千株	236,704千株
自己株式				
普通株式	6,138千株	3,541千株	502千株	9,177千株
合計	6,138千株	3,541千株	502千株	9,177千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加3,541千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加3,505千株及び譲渡制限付株式保有者の退職及び制度移行に伴う無償取得による増加36千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少502千株は、譲渡制限付株式の付与による減少462千株及び役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少40千株であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式818千株及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式601千株が含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,104	22	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	4,866	21	2022年9月30日	2022年12月9日

- (注) 1. 2022年6月21日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。
2. 2022年11月11日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案をしております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	9,157	利益剰余金	40	2023年3月31日	2023年6月21日

(注) 2023年6月20日定時株主総会決議予定に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金56百万円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金を主に銀行借入及び社債発行等により調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は運転資金及び投資資金であります。このうち一部は、外貨建てであるため為替相場の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利通貨スワップ取引)を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引については、借入金に係る将来の為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを抑制する目的で金利通貨スワップを行う場合があります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを抑制するために金利通貨スワップ取引を利用する場合があります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的、内容及び決裁基準等を定めた社内ルールに従い、所定の決裁担当者の承認を得て行っております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※1)			
その他有価証券	2,764	2,764	-
資産計	2,764	2,764	-
(2) 社債 (※2)	10,000	9,999	△0
(3) 長期借入金 (※3)	30,177	30,059	△118
負債計	40,177	40,058	△118

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式及び関係会社株式等	8,570
組合出資金等	723

組合出資金等は、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
(1) 株式	2,473	－	－	2,473
(2) 社債	－	－	66	66
(3) その他	－	－	223	223
資産計	2,473	－	290	2,764

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	9,999	－	9,999
長期借入金	－	30,059	－	30,059
負債計	－	40,058	－	40,058

(※1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類し、相場価格を用いて評価しております。時価に対して観察できないインプットによる影響が重要な社債（転換社債型新株予約権付社債）及びその他の投資有価証券は、レベル3の時価に分類し、取引事例法等の適切な評価技法を用いて評価しております。

社債及び長期借入金

社債及び借入金の時価は、レベル2の時価に分類し、元利息の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(※2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	投資有価証券	
	その他有価証券	
	社債	その他
期首残高	119	931
当期の損益又はその他の包括利益		
その他の包括利益に計上 (注)	5	-
購入	-	210
売却	△33	-
未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等から株式への転換	△24	△918
期末残高	66	223

(注) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類された金融商品については、財務部門責任者により承認された評価方針及び手続に従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務部門責任者によりレビューされ、承認されております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計
	Staffing	Career	Professional Outsourcing	Solution	Asia Pacific	計		
人材派遣	489,643	－	64,600	－	212,318	766,561	3	766,564
リクルーティング	6,964	101,566	306	6,947	8,530	124,315	1,133	125,449
受託請負	116,776	310	53,498	494	3,826	174,906	1,050	175,957
メンテナンス	－	－	－	－	142,133	142,133	－	142,133
その他	559	333	0	7,277	970	9,142	4,572	13,715
顧客との契約から 生じる収益	613,943	102,210	118,405	14,719	367,779	1,217,060	6,760	1,223,820
その他の収益 (注) 2	－	－	－	－	－	－	147	147
外部顧客への 売上高	613,943	102,210	118,405	14,719	367,779	1,217,060	6,907	1,223,967

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ全体に係る事業並びに教育研修、障がい者に関連する事業、ファシリティマネジメントに関する事業を行っております。

2. 「その他の収益」は、事業維持活動に必要な補助金・助成金収入であり、「収益認識会計基準」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 人材派遣事業

当社グループは、事務領域を中心に幅広い業種に対応した人材派遣に加え、技術者を専門とした人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しております。

人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けております。

② リクルーティング事業

当社グループは、社員の採用を希望する顧客に対し、求める人材要件を整理した上で、職務経歴・スキル・志向の合った候補者を選定し、転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供しております。当社グループは、紹介した転職希望者の入社をもって、顧客から紹介料を得ております。

人材紹介サービスについては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の入社時点で充足されるため、同時時点で収益を認識しております。

また、社員の採用を希望する顧客に対して、当社グループが運営するインターネットサイトへの広告掲載により募集から採用までの活動を支援することで、顧客より広告掲載料を得ております。

インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けております。

③ 受託請負事業

当社グループは、受託請負としてBPO(Business Process Outsourcing)サービス、IT領域やエンジニアリング領域の製造・開発受託請負サービスを提供しております。受託請負は、顧客と締結した請負契約又は準委任契約に定められた業務を完了する義務を負っております。

受託請負業務については、製造請負を除き業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって進捗度に応じた売上高を認識しており、測定には取引の性質に応じて、履行義務の充足が発生原価に比例している場合には契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を使用する方法(インプット法)、時の経過と相関する場合には時間の経過に応じて収益を計上する方法を適用しております。

製造請負業務については、顧客による製品の検収をもって履行義務が充足されるため、検収時点で収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務を充足し請求した時点から概ね1か月で支払いを受けております。

④ メンテナンス事業

当社グループは、主に豪州において塗装やビルメンテナンスを含む保守・運用サービスを提供しております。メンテナンス事業については、顧客と締結した契約に定められた業務を完了する義務を負っております。

メンテナンス事業の内、継続案件については業務の進捗につれて履行義務が充足されるた

め、契約期間にわたって進捗度に応じた売上高を認識しており、測定には取引の性質に応じて、履行義務の充足が稼働時間に比例する場合には見積り総稼働時間に対する実績稼働時間の割合を使用する方法、発生原価に比例している場合には契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を使用する方法(インプット法)を適用しております。

また、単発案件は作業完了の一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足し請求した時点から概ね1か月から2か月の間で支払いを受けております。

なお、これらの事業から生じる収益に含まれる変動対価等の金額、及び約束した対価の金額に含まれている金融要素に重要性はありません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	2022年4月1日	2023年3月31日
顧客との契約から生じた債権	150,173	160,980
契約資産	18,658	25,951
契約負債	4,748	5,900

契約資産は主に受託請負事業及びメンテナンス事業に関連して認識したものであり、履行義務の充足に従って認識した収益の内、顧客に請求する日より前にかかる部分であります。また、契約負債は主にリクルーティング事業に関連して認識した顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上の「流動負債」の「その他」に含めております。

当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていた金額は、概ね当該連結会計年度において収益に認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

受託請負事業	11,536
メンテナンス事業	8,886
合計	20,422

これらの内、受託請負事業に関連するものは約60%が1年以内に、残り約40%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。また、メンテナンス事業に関連するものは1年以内に約45%、5年以内に約95%が、残り約5%についても10年以内には収益として認識されると見込んでおります。なお、当社グループでは実務上の便法を使用し、個別の予想契約期間が1年内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約について注記の対象に含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	815円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	89円61銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2023年4月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2023年4月28日に消却いたしました。

1. 消却した株式の種類	当社普通株式
2. 消却した株式の総数 1.48%)	3,505,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合)
3. 消却実施日	2023年4月28日

(ご参考)

消却後の発行済株式総数	233,199,861株
消却後の自己株式数	5,672,309株

* 2023年3月31日現在の自己株式数を基準に算出しています。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、今後の当社及び当社グループの経営を担っていく管理職及びそれに準じる役職に就く社員を対象とする3年間の期間に係る譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

(1) 処分の概要

(1) 処分期日	2023年9月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株
(3) 処分価額	1株につき2,884円
(4) 処分総額	2,722,172,992円
(5) 処分予定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。

2023年5月19日開催の当社取締役会により、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に対する2023年4月1日から2026年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員2,728名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計2,722,172,992円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式943,888株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社国内子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

(3) 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2023年9月27日～2026年3月31日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

本制度は、2023年4月1日に在籍する当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員を割当対象者とするものであり、当該日より始まる3年間の労務に対するインセンティブ制度です。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員及び当社国内子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

なお、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数（以下「本株式数」という。）から、2023年4月から当該退任又は退職した日又は当該事由が発生した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を控除した数の本割当株式につき、当該時点をもって、当社はこれを当然に無償取得いたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社国内子会社の従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、また、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場

合は、本譲渡制限期間中継続して当社の従業員又は当社国内子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、上記②記載の無償取得後の数の本割当株式の全部につき、当該退任又は退職直後の時点若しくは当該事由に該当することとなった時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社執行役員CHROの決定により、2023年4月1日から当該承認の日を含む月までの月数を、36で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年5月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,884円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

13. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
連結子会社Programmed社のProperty Services事業	オーストラリア パース市	のれん (注1)	8,294
連結子会社ミイダス(株)の事業用資産	東京都港区	ソフトウェア等 (注2)	2,164
連結子会社(株)パーソル総合研究所の事業用資産	東京都港区	ソフトウェア等 (注3)	654
連結子会社(株)みーつけあ	東京都千代田区	のれん (注4)	662
その他	—	—	463

当社グループの資産のグルーピング方法は、管理会計上の区分に基づいて事業用資産をグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

- (注) 1. 当社の豪州連結子会社であるProgrammed社のProperty Services事業において想定していた収益が見込めなくなったことにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。
2. 当社の連結子会社であるミイダス株式会社にかかる固定資産について、想定していた収益が見込めなくなったことにより全額を対象として減損損失を計上いたしました。
3. 当社の連結子会社である株式会社パーソル総合研究所のHITO-Talent事業にかかる固定資産について、想定していた収益が見込めなくなったことにより全額を対象として減損損失を計上いたしました。
4. 当社の連結子会社である株式会社みーつけあにかかるのれんについて、想定していた収益が見込めなくなったことにより全額を対象として減損損失を計上いたしました。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第15期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2022年4月1日残高	17,479	15,979	36,943	52,922	49,584	49,584
会計方針の変更による 累積的影響額					△35	△35
遡及処理後当期首残高	17,479	15,979	36,943	52,922	49,548	49,548
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△9,971	△9,971
当期純利益					6,709	6,709
自己株式の取得						
自己株式の処分			335	335		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	335	335	△3,262	△3,262
2023年3月31日残高	17,479	15,979	37,278	53,258	46,286	46,286

第15期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	△10,351	109,634	△43	△43	109,591
会計方針の変更による 累積的影響額		△35			△35
遡及処理後当期首残高	△10,351	109,599	△43	△43	109,555
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△9,971			△9,971
当期純利益		6,709			6,709
自己株式の取得	△9,999	△9,999			△9,999
自己株式の処分	892	1,227			1,227
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△6	△6	△6
事業年度中の変動額合計	△9,107	△12,034	△6	△6	△12,040
2023年3月31日残高	△19,459	97,565	△49	△49	97,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却以外のもの
原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法を採用しております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金……株式交付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……株式交付規程に基づく当社取締役及び当社執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金……関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益

当社の顧客との契約から生じる収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、主にグループの経営管理等を行っており、顧客である子会社へ契約内容に応じた役務を提供する義務を負っております。当該履行義務については、役務提供が行われた時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けております。

② 配当金

子会社からの受取配当金について、配当金の効力発生日をもって認識し、売上高に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

(資産除去債務の会計処理)

当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る資産除去債務の計上は、従来、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、固定資産管理システムを見直したことでより適正な会計処理を実施することが可能となり、当事業年度から、原状回復費用を資産除去債務として負債計上し、これに対応する除去費用を有形固定資産に含めて償却する方法へと変更しております。

この結果、当該会計方針の変更は遡及適用され、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は35百万円減少しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.に係る子会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計
子会社株式(PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.)	105,368

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社が保有するPERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. は中間持株会社であり、同社株式の評価に当たっては傘下子会社の超過収益力を反映して実質価額を算定し、減損処理の要否を検討しております。当株式の実質価額においては、Programmed社の占める割合が大きいため、Programmed社の超過収益力が大幅に減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(建物附属設備の耐用年数の見積りの変更)

当事業年度において、リモートワークなど多様な働き方に対応するためにオフィス戦略を変更したことを契機として、当社の賃借不動産に設置した建物附属設備について使用見込み年数を見直したことに伴い、耐用年数を従来の3～15年から2～10年に変更しております。

なお、「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当事業年度より、資産除去債務に対応する除去費用は、関連する有形固定資産である建物附属設備の帳簿価額に加えており、当該除去費用についても今後の使用見込みを反映した年数にて費用配分しております。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,385百万円減少しております。

5. 追加情報に関する注記

(1) 当社取締役及び当社執行役員に対する株式報酬制度（BIP信託①）

当社は、2017年6月の定時株主総会決議に基づき、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下「業務執行取締役等」という。）を対象に、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、監査等委員である取締役及び社外取締役（以下「非業務執行取締役」という。）を対象とした株式報酬制度を導入いたしました。

これは、非業務執行取締役においても中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有を図る必要があり、非業務執行取締役にも本制度を適用することが相当と判断したためです。

① 制度の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業務執行取締役等並びに非業務執行取締役に、原則として退任後に交付又は給付する制度であります。ただし、非業務執行取締役ににつきましては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものといたします。なお、後述のグループ子会社の取締役に対してもBIP信託の仕組みを採用した株式交付制度の導入を決議しておりますが、当社業務執行取締役等を対象とする制度はBIP信託①、グループ子会社の取締役を対象とする制度はBIP信託②として、それぞれ分けて管理します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。BIP信託①が保有する当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,011百万円、503千株であります。

(2) 当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員に対する株式交付制度(BIP信託②及びESOP信託)

当社は、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員（以下「グループ経営幹部等」という。）を対象に、信託を活用して当社株式を交付する制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。また、2020年11月10日の取締役会におきまして、中長期での企業価値のさらなる向上を目的として対象者の拡大を決議し、一部のグループ会社の取締役に対しては、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

① 制度の概要

グループ経営幹部等のうち、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、(1)と同様にBIP信託と称される仕組みを採用しております。また、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。両制度とも、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、BIP信託②が602百万円、315千株、ESOP信託が1,183百万円、601千株であります。

(3) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年5月18日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2022年9月28日に払込手続が完了いたしました。

① 処分の概要

(1) 処分期日	2022年9月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 462,300株
(3) 処分価額	1株につき2,485円
(4) 処分総額	1,148,815,500円
(5) 処分先	当社の管理職層従業員 154名 30,954株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,146名 431,346株

(注) 2022年5月18日開催の当社取締役会において決議しました処分する当社普通株式の数は486,822株でしたが、処分予定先であった当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員のうち122名については、失権したものととして自己株式の処分は行っておりません。

② 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度に基づき、2022年5月18日開催の当社取締役会において本自己株式の処分を決議いたしました。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,136百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 18,099百万円
 - ② 短期金銭債務 159,147百万円
 - ③ 長期金銭債権 5,543百万円

(3) 債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入等に関し債務保証を行っております。

Programmed Maintenance Services Limited	18,893百万円
PERSOLKELLY Singapore Pte. Ltd.	88百万円
P-Serv Pte. Ltd.	7百万円
PERSOLKELLY Hong Kong Limited	3百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

営業収益 33,764百万円

営業費用 5,875百万円

営業取引以外の取引高 1,114百万円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社の株式について「金融商品に関する会計基準」に基づき評価をした結果、合計5,327百万円の関係会社株式評価損を計上しました。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	6,138	3,541	502	9,177
合計	6,138	3,541	502	9,177

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加3,541千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加3,505千株及び譲渡制限付株式保有者の退職及び制度移行に伴う無償取得による増加36千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少502千株は、譲渡制限付株式の付与による減少462千株及び役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少40千株であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式818千株及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式601千株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(百万円)
未払事業税否認額		11
賞与引当金		137
貸倒引当金		3
関係会社事業損失引当金		1,776
株式給付引当金		238
未払費用否認額		42
関係会社株式評価損		2,747
資産除去債務		888
減損損失		0
減価償却超過額		291
税務上の繰越欠損金		617
関係会社株式		678
その他有価証券評価差額金		20
その他		70
繰延税金資産	小計	7,526
評価性引当額		△6,149
繰延税金資産	合計	1,376
繰延税金負債		
前払費用		△10
資産除去債務に対応する除去費用		△147
繰延税金負債	合計	△158
繰延税金資産の純額		1,218

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	パーソルテンプスタッフ(株)	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の借入 管理業務の受託	資金の借入 (注) 1	1,685	CMS預り金	20,105
				利息の支払 (注) 2	112	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	5,234	売 掛 金	512
子会社	パーソルキャリア(株)	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の借入 管理業務の受託	資金の返済 (注) 1	32,750	CMS預り金	13,768
				利息の支払 (注) 2	240	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	4,747	売 掛 金	494
				資金の受取 (注) 4	45,617	預 り 金	45,617
子会社	パーソルクロス テクノロジー(株) (注) 5	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 (注) 1	607	CMS預り金	17,570
				利息の支払 (注) 2	49	—	—
子会社	パーソルプロセス& テクノロジー(株)	所 有 間 接 100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	6	CMS預り金	7,621
				利息の支払 (注) 2	37	—	—
				システム関連 業務の委託 (注) 6	2,352	未 払 金	503
子会社	パーソルエクセルHR パートナーズ(株)	所 有 間 接 66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	1,996	CMS預り金	17,620
				利息の支払 (注) 2	81	—	—
子会社	パーソルファクトリー パートナーズ(株)	所 有 間 接 100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	617	CMS預り金	12,314
				利息の支払 (注) 2	60	—	—

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	パーソルマーケティング(株)	所 有 間 接 100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	101	CMS預り金	5,863
				利息の支払 (注) 2	29	—	—
子会社	パーソルAVCテクノロジー(株)	所 有 間 接 66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	461	CMS預り金	4,731
				利息の支払 (注) 2	25	—	—
子会社	パーソルイノベーション(株)	所 有 直 接 100%	役員の兼任 資金の貸付 増資	資金の回収 (注) 1	1,497	長期貸付金 (注) 7	5,532
				利息の受取 (注) 2	78	—	—
				増資の引受 (注) 8	3,800		
子会社	ポスタス(株)	所 有 間 接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,426	CMS預け金	3,179
				利息の受取 (注) 2	30	—	—
子会社	Programmed Maintenance Services Limited	所 有 間 接 100%	債務保証	債 務 保 証 (注) 9	18,893	—	—
				保証料の受取 (注) 10,11	64	未 収 入 金	43

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び回収、借入及び返済の取引金額は当事業年度の純増減額を記載しております。
2. 約定金利は市場金利を勘案して決定しております。
3. 管理業務料の金額は、每期交渉等の上、決定しております。
4. パーソルキャリア株式会社の配当決議が無効であったことによる返還予定額であります。
5. パーソルR&D株式会社は、パーソルテクノロジースタッフ株式会社及びパーソルプロフェッショナルアウトソーシング株式会社を吸収合併し、2023年1月1日よりパーソルクロステクノロジー株式会社に社名を変更致しました。
6. システム関連業務委託料については、委託する内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。
7. 長期貸付金に対し、当事業年度において5,532百万円の貸倒引当金繰入額を計上しており、当事業年度末の引当金残高は5,532百万円であります。

8. 増資の引受は、主にパーソライノベーション株式会社の資本を増強するため行ったものであります。
9. 債務保証については、関係会社の金融機関からの借入等に関し保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。
10. 保証料の受取については、市場金利をもとに協議の上決定しております。
11. 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には換算差損益が含まれております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 428円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円21銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2023年4月21日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2023年4月28日に消却いたしました。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1. 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却した株式の総数 | 3,505,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.48%） |
| 3. 消却実施日 | 2023年4月28日 |

(ご参考)

- | | |
|-------------|--------------|
| 消却後の発行済株式総数 | 233,199,861株 |
| 消却後の自己株式数 | 5,672,309株 |

* 2023年3月31日現在の自己株式数を基準に算出しています。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、今後の当社及び当社グループの経営を担っていく管理職及びそれに準じる役職に就く社員を対象とする3年間の期間に係る譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年9月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 943,888株
(3) 処分価額	1株につき2,884円
(4) 処分総額	2,722,172,992円
(5) 処分予定先	当社の管理職層従業員 211名 73,006株 当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員 2,517名 870,882株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。

2023年5月19日開催の当社取締役会により、当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員に対する2023年4月1日から2026年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員2,728名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計2,722,172,992円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式943,888株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社国内子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2023年9月27日～2026年3月31日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

本制度は、2023年4月1日に在籍する当社の管理職層従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び管理職層従業員を割当対象者とするものであり、当該日より始まる3年間の労務に対するインセンティブ制度です。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員及び当社国内子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社の従業員並びに当社国内子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職したときに、当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

なお、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数（以下「本株式数」という。）から、2023年4月から当該退任又は退職した日又は当該事由が発生した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を控除した数の本割当株式につき、当該時点をもって、当社はこれを当然に無償取得いたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が当社の管理職層従業員又は当社国内子会社の管理職層従業員の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社又は当社国内子会社の従業員のいずれかの地位

にあったことを条件として、また、割当対象者が当社国内子会社の取締役、監査役の場合は、本譲渡制限期間中継続して当社の従業員又は当社国内子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、上記の退任又は退職につき当社執行役員CHROが正当と認める理由がある場合、若しくは別途当社と割当対象者との間で締結される割当契約書に定める事由に該当する場合には、上記②記載の無償取得後の数の本割当株式の全部につき、当該退任又は退職直後の時点若しくは当該事由に該当することとなった時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社執行役員CHROの決定により、2023年4月1日から当該承認の日を含む月までの月数を、36で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年5月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,884円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。